

9月は同和問題啓発強調月間です

〈同和問題とは・・・〉

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、現在も基本的人権を侵害されているという問題です。

〈差別意識の解消にむけた積極的な取り組みを〉

～本人の努力や能力とは関係なく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することは、あつてはならないことです～

同和問題は多くの人々の努力により解決に向けて進んでいます。未だに差別事象などが発生しています。課題の解決に向けて積極的に取り組む必要があります。



●結婚問題について

結婚しようとする2人のどちらかが同和地区の出身であったり、身元調査により出生地が調べられたりして、結婚に反対され2人の思いが遂げられないことが今もあります。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する（憲法24条）」もので、出身地について偏見を持つことや差別につながる身元調査を行うことはあつてはならないことです。本人同士の意思が尊重されるために、偏見により誤った考え方をしている人が正しく

理解できるようみんなで話し合うことが大切です。

●身元調査・同和地区問い合わせを許さない

結婚前の身元調査、戸籍謄本等の不正取得、不動産の売買や企業の採用選考における同和地区問い合わせ事件などが発生しています。身元調査を許さない取り組みを今後も粘り強く進めなければなりません。同時にその背景には、そのような調査を行わせる社会意識があることを知り、過去の問題ではなく現在の課題として、一人ひとりが差別をなくすための毅然とした対応をすることが大切です。

●差別落書き・差別投書を許さない

同和地区や住民を排除や攻撃の対象にした、悪質な差別落書きや差別

投書、最近では、インターネット掲示板への悪質な差別書き込みなどが発生しています。県や市町、関係機関は連携して、差別落書きへの対応とともに、差別落書きをなくすための啓発活動を行っています。一人ひとりが書かれた人々を傷つけ苦しめる行為は悪質な人権侵害であることに気づき、人権意識を高め、差別を許さない社会を作っていくことが大切です。

●公正な採用選考を

就職は一人ひとりの人間にとって、生活の安定や生きがいを求めるうえで、きわめて重要な意義をもっています。その採用時や入社後に、家庭の状況や出身地などで差別することは決して許されることではありません。採用選考においては、適性と能力に基づき、人権尊重の精神を根底にした差別のない公正な採用選考システムの確立が必要です。

9月は同和問題啓発強調月間です。同和問題は基本的人権にかかわる問題であることを改めて認識し、同和問題を自分自身の課題としてとらえ、一人ひとりが意識の高揚と行動へつなげていくよう考えてみましょう。

●人権施策課
☎(25)8524

定額給付金、子育て応援特別手当の申請期限が迫っています

申請は、 10月13日(火)までに

※申請書を郵送する場合は、平成21年10月13日の消印まで有効です。

申請がお済みでない方は、お早めに申請書を提出してください。申請期限までに申請が行われなかった場合は、受給を辞退されたものとして、給付金や手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。申請方法は、同封の返信用封筒をご利用いただくか、市役所（本庁）または各支所での手続きのいずれかです。

申請に必要なものは・・・

- ①申請書
- ②申請者の本人確認ができるもの
・住基カード（顔写真付）、外国人登録証明書、運転免許証、パスポート、健康保険証などのいずれかのコピー
- ③振込口座が確認できるもの
・通帳の口座番号と口座名義（フリガナ）の確認できる個所のコピー
※コピーは、市役所（本庁）・各支所または公民館に確認書類をご持参いただければ無料で行います。

給付は、申請から約1か月をめぐりに、順次ご指定の口座に振り込んでいきます。

なお、振り込みの通知はしていませんので、ご指定口座の通帳をご確認をお願いします。

申請書類は、4月中旬に各ご家庭へ申請書をお送りしていますが、お手元に届いていない方や紛失された

方はお問い合わせください。

定額給付金に関することは・・・

- 定額給付金推進室
☎(25)8019
- 子育て応援特別手当に関することは・・・
子ども家庭総務課
☎(25)8136

市への書類提出などを職員宅が中継

高島市では、高齢化や核家族化が進むなか、市の窓口に向くのが困難な高齢者等を対象に、簡易な相談や市役所への書類提出などを地域に住む職員がお手伝いする取り組みを平成17年から実施しています。

自宅近くに「市民サポートハウス」



のプレートをかけている家があれば市役所に向くことなく職員に頼んでいただけます。次の点をご理解いただきお気軽にご相談ください。

●市民サポートハウスは

職員の自宅玄関先にかけてある「市民サポートハウス」の青色のプレートが目印です。

対象職員は約180人です。すべての市職員ではなく一定の経験年数をもつ職員のうち、勤務地などの関係で協力が可能な職員を対象としています。

自治会内にサポートハウスがある場合には、自治会長さんに場所をお知らせしています。

●サービスの対象とする方
主に自分で市役所や支所に向くことができないお年寄りや身体の不自由な方等です。

●依頼いただける内容

市の行政に関する軽易な相談や連絡業務、本庁や支所への書類提出、簡単な証明書の交付手続きなどです。
※専門的な相談や事後のトラブルにつながるような書類・金品の預り等は、個々の職員の判断によって応じられない場合がありますのであらかじめご了承ください。

●自治協働課
☎(25)8524



ふれあいのまち 差別のないまち
9月は同和問題啓発強調月間です。